

石運輸第669号の2  
令和4年2月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は  
廃止に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり通知があったので、了知願います。

北信交旅第829号の2  
令和4年2月1日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
〔公印省略〕

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は  
廃止に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

標記について、自動車局旅客課長より別紙（令和4年2月1日付け国自旅  
第441号）のとおり通達があったことから、下記の公示について、別添のと  
おり一部改正を行ったので、了知されるとともに、関係者あて周知されたい。

記

- ・道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について（平成14年7月1日付け公示第7号）
- ・道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について（平成14年7月1日付け公示第8号）
- ・道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について（平成14年7月1日付け公示第31号）
- ・道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について（平成14年7月1日付け公示第10号）



# 公 示

公 示 第 6 6 号

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」の  
一部改正について

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」(平成14年  
7月1日付け公示第7号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年2月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



# 公 示

公 示 第 6 7 号

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」の  
一部改正について

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」(平成14年  
7月1日付け公示第8号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年2月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



# 公 示

公 示 第 6 8 号

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」の  
一部改正について

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」(平成14年  
7月1日付け公示第31号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年2月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



# 公 示

公 示 第 6 9 号

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」の  
一部改正について

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」(平成14年  
7月1日付け公示第10号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年2月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



別紙

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 7 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 新潟県</p> <p>(1) <u>規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線（その長さが100キロメートル未満の路線（空港法第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするものを除く。）を除く。）</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>規則第10条第1項第1号イに規定する</u>定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;"><u>20. 6. 30改正</u></p> <p>公示第 7 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 新潟県</p> <p>(1) <u>高速バス路線（100km未満の利用が可能なものを除く。）</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p>

2. (略)

附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

2. (略)

附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

別紙

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 8 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 長野県</p> <p>(1) <u>規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>規則第10条第1項第1号イに規定する</u>定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;"><u>20. 6. 30改正</u></p> <p>公示第 8 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 長野県</p> <p>(1) <u>高速バス路線(50km未満の利用が可能なものを除く。)</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

別紙

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 31 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 富山県</p> <p>(1) <u>規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>規則第10条第1項第1号イに規定する</u>定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (9) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;"><u>20. 6. 30改正</u></p> <p>公示第 31 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 富山県</p> <p>(1) <u>高速バス路線(50km未満の利用が可能なものを除く。)</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (9) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

別紙

「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 10 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 石川県</p> <p>(1) <u>規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>規則第10条第1項第1号イに規定する</u>定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;"><u>21. 1. 19改正</u></p> <p>公示第 10 号</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について</p> <p>道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>旅客の利便を阻害しないと認める場合</p> <p>適用区域 石川県</p> <p>(1) <u>高速バス路線(50km未満の利用が可能なものを除く。)</u>の休止又は廃止の場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。</p> <p>2. (略)</p> <p>附 則</p>

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年1月19日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年1月19日から適用する。

# 公 示

## 公示第7号

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 新潟県

- (1) 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線（その長さが100キロメートル未満の路線（空港法第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするものを除く。）を除く。）の休止又は廃止の場合
- (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (3) 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- (4) 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合
- (5) 概ね300m以内の区間の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (6) 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (7) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定された協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合

### 附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」（平成14年1月29日付け公示第100号）は、

平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

# 公 示

## 公示第8号

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 長野県

- (1) 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (3) 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- (4) 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合
- (5) 概ね300m以内の区間の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (6) 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (7) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定された協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合

### 附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」（平成14年2月18日付け公示第125号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

### 附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

# 公 示

## 公示第 3 1 号

道路運送法施行規則第 1 5 条の 4 第 3 号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第 1 5 条の 4 第 3 号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成 1 4 年 7 月 1 日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 富山県

- ( 1 ) 規則第 1 0 条第 1 項第 1 号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- ( 2 ) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- ( 3 ) 規則第 1 0 条第 1 項第 1 号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- ( 4 ) 休止から概ね 1 年以上経過した路線の廃止の場合
- ( 5 ) 概ね 3 0 0 m の区間の休止又は廃止の場合
- ( 6 ) 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止の場合
- ( 7 ) 休止又は廃止する路線と近接して他の路線が存在し、当該他の路線又は交通機関の利用により目的地への移動が可能な場合。
- ( 8 ) 市町村長の同意を得た場合
- ( 9 ) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第 9 条第 2 項に規定する協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合

### 附 則

1. この公示は、平成 1 4 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則

1. この公示は、平成 1 7 年 6 月 1 6 日から適用する。

### 附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

# 公 示

## 公示第10号

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 石川県

- (1) 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (3) 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- (4) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合
- (5) 市町村長の同意を得た場合

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年1月19日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。

○国土交通省令第五号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第一項及び第十五条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（一）一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出）</p> <p><b>第十条</b> 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。</p> <p>一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃イ（略）</p> <p>ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線又は空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港若しくは同</p>	<p>（一）一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出）</p> <p><b>第十条</b> 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。</p> <p>一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃イ（略）</p> <p>ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送</p>

法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点若しくは終点とする路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送等」という。）に係る運賃

ハ (略)

二・三 (略)

254 (略)

(運行計画の届出等)

第十五条の十三

法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前（定期観光運送、長距離急行運送等又は臨時運送を目的として定めた運行系統その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 三 (略)

するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）に係る運賃

ハ (略)

二・三 (略)

254 (略)

(運行計画の届出等)

第十五条の十三

法第十五条の三第一項又は第二項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定又は変更の届出をしようとする者は、運行の実施予定日の三十日前（定期観光運送、長距離急行運送等又は臨時運送を目的として定めた運行系統その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）までに、次に掲げる事項を記載した運行計画設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 三 (略)

附 則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされている道路運送法第九条第一項の規定による運賃の認可の申請（当該申請に係る処分がなされていないものに限る。）であつて、当該申請に係る運賃がこの省令による改正後の道路運送法施行規則第十条第一項第一号口の運賃に該当するものは、同法第九条第五項の規定によりされた運賃の届出とみなす。

○内閣府令第一号  
国土交通省令第一号  
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十六条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
令和四年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令  
国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>〔条を削る。〕</p>	<p>（道路運送法施行規則の特例）</p> <p><b>第一条</b> 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）であつて、国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下同じ。）内に存する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）を起点又は終点とするものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の空港に係る国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に対する道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号口及び第十五条の十三</p>

1 国家戦略特別区域法（以下この項において「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条の二第二項に規定する営業者又はその団体であつて、国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下この項において同じ。）において地域限定旅行業（旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第三条第四項に規定する地域限定旅行業をいう。）を営む者（当該国家戦略特別区域内の企画旅行（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第一項第三号に規定する企画旅行をいう。）を実施する者に限る。）である者が、その営業所（国家戦略特別区域内に所在するものに

**第二条** 法第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者又はその団体であつて、国家戦略特別区域において地域限定旅行業（旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第三条第四項に規定する地域限定旅行業をいう。）を営む者（当該国家戦略特別区域内の企画旅行（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第一項第四号に規定する企画旅行をいう。）を実施する者に限る。）である者が、その営業所（国家戦略特別区域内に所在するものに限る。）に選任する旅行業務取扱管理者を確保する事業をいう。以下同じ。）を定めた区域

第一項の規定の適用については、同号口中「路線」とあるのは「路線又は国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）内に存する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）を起点若しくは終点とする路線」と、同号口及び同項中「長距離急行運送」とあるのは「長距離急行運送等」とする。

2 前項の区域計画には、法第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に係る空港を定めるものとする。

3 第一項の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が実施される場合には、当該国家戦略特別区域空港アクセスバス事業の関係者は、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が適正に実施されるよう、必要な措置を講じ、公正な競争の確保が図られるよう努めるものとする。

限る。)に選任する旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者を確保する事業をいう。)を定めた区域計画(いう。)に八条第一項に規定する区域計画をいう。)について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業を行う者が選任する旅行業務取扱管理者について旅行業法施行規則第二十条の規定の適用については、次の各号に掲げるとおり」とあるのは「観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したもの」と、それぞれ当該各号に定める試験科目」とあるのは「国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目のうち、宿泊約款に関する知識、観光庁長官が告示で定める運送約款に関する知識の一部及び国内旅行実務」とする。

2 前項の規定の適用を受けている旅行業務取扱管理者であつて、旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者についての旅行業法施行規則第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第八号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一号様式」と、同条第二項中「第九号様式」とあるのは「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二号様式」とする。

計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業を行う者が選任する旅行業務取扱管理者についての旅行業法施行規則第二十条の規定の適用については、次の各号に掲げるとおり」とあるのは「観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したもの」と、それぞれ当該各号に定める試験科目」とあるのは「国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目のうち、宿泊約款に関する知識、観光庁長官が告示で定める運送約款に関する知識の一部及び国内旅行実務」とする。

2 前項の規定の適用を受けている旅行業務取扱管理者であつて、旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者についての旅行業法施行規則第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第七号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一号様式」と、同条第二項中「第八号様式」とあるのは「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二号様式」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二号様式  
(略)

第二号様式(第二条関係)  
(略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。